

令和3年度 宮城県高等学校等育英奨学資金
被災生徒奨学資金奨学生募集
＜新規申請分＞



宮城県は、東日本大震災により被災し、現在においても経済的に修学困難である公私立の高等学校・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部）・専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」）に在籍する生徒を支援するため、「被災生徒奨学資金」奨学生を募集します。※ すでにこの貸付を受けている方は、今回募集の対象外です。（新規申請ではなく延長の手続きとなります）

1 募 集 期 間 令和3年/0月2/日（木）～ 令和3年/0月29日（金）
（上記期間内に学校へ提出してください。）

2 貸 付 対 象 者 保護者が宮城県内に住所を有し、東日本大震災により、福島第一原子力発電所災害地域で被災し、平成23年3月11日時点の居所が現在も帰宅困難地域になっており、修学が困難な状況にある生徒

※ 「修学が困難な状況にある」とは、次の①～③のいずれかに該当する場合です。

① 「令和3年度 高等学校等就学支援金」の支給を受けている場合

【高等学校等就学支援金】

国公立問わず、高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒に対して、授業料に充てるため、国から支給される支援金。

② 「令和3年度 高等学校等学び直しへの支援金」の支給を受けている場合

【高等学校等学び直しへの支援金】

高等学校等を中途退学した方が、再び高等学校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間終了後も卒業するまでの間の最長2年間支給される支援金。

③ 「令和3年度 専攻科の生徒への修学支援」対象者

【専攻科の生徒への修学支援】

高等学校専攻科へ在学する生徒で、一定の収入額未満の世帯に対して、授業料に充てるため、国から支援金が支給される。また、授業料以外の教育費に係る支援金を給付。

④ ①又は②の支給限度期間を超えて在学している生徒（定時制課程及び同一学年履修生徒等）、高等学校の専攻科及び特別支援学校に在学する生徒のうち、「令和3年度 高等学校等就学支援金」と同等の支給要件を満たす者。

3 連 帯 保 証 人 保護者等1名が必要です。（生活保護費受給者は、連帯保証人になれません。）

4 貸 付 金 額 月額20,000円（年額240,000円）

5 貸付期間と貸付方法

貸付期間： 令和3年4月～令和4年3月

貸付方法： 年額を一括振込（11月予定） ※奨学生本人名義の預金口座に振入します。

6 申請に必要な書類

① ～ ④の用紙は、在学している学校から受け取ってください。

場合により、下記以外の書類も必要となることがあります。詳しくは学校の指示に従ってください。

イ 申請書等

	必要書類（全て原本）
全員共通	① 奨学資金貸付申請書
	② 奨学資金貸付申請確認書
	③ 誓約書
提出書類	④ 高等学校等育英奨学資金貸付金振込口座登録依頼書
	⑤ 世帯全員の住民票 ※本籍・続柄記載のあるもの
	⑥ 帰宅困難地域から避難していることがわかる書類（被災証明書等） 該当者のみ
	⑦ 保証人が世帯構成員以外の場合は、その方の住民票。

□ 経済的に修学が困難な状況を証する書類

	必要書類
(1) 高等学校等就学支援金（「専攻科の生徒への修学支援」、「学び直しへの支援金」を含む）を受給している生徒	高等学校等就学支援金（「専攻科の生徒への修学支援」、「学び直しへの支援金」を含む）支給決定通知書の写し ※ 父母等の市町村発行の課税証明書でも可
(2) 高等学校専攻科又は特別支援学校、定時制課程等在学中で就学支援金等支給対象外の生徒	父母等の令和3年度（令和2年分）市町村発行の課税証明書

7 奨学資金の償還

高等学校等を卒業し、奨学生本人の年収見込みが300万円以下である場合、申請により最大5年まで償還猶予し、5年経過後も奨学生本人の年収見込みが300万円以下である場合は、申請により償還を免除とします。

※高等学校等を中途退学した場合や、奨学生本人の年収見込みが300万円を超えることとなった場合は全額償還が必要となります。

申込み手続き等の詳細は、各学校にお問い合わせ下さい。



宮城県教育委員会